道路の移動円滑化整備ガイドライン において規定されている主な内容

- 1. 歩道の幅員の確保
- 2. 歩車道境界の段差
- 3.立体横断施設
- 4. 乗合自動車停留所
- 5.路面電車停留場
- 6.自動車駐車場
- 7.案内標識
- 8. 視覚障害者誘導用ブロック
- 9.休憩施設
- 10.照明施設
- 11.積雪寒冷地における配慮
- 12.駅前広場

1.歩道の有効幅員確保

歩道の有効幅員を2m以上確保することとし、横断勾配を1%以下と規定

【整備前】



【整備後】



波打ち歩道の解消







電線地中化や民地の利用等の工夫を行うことにより、歩道の有効幅員の確保を行っている事例について例示

【整備前】





【整備後】

電線の地中化を行うと同時に、民地の利用を行うことにより有効幅員を確保





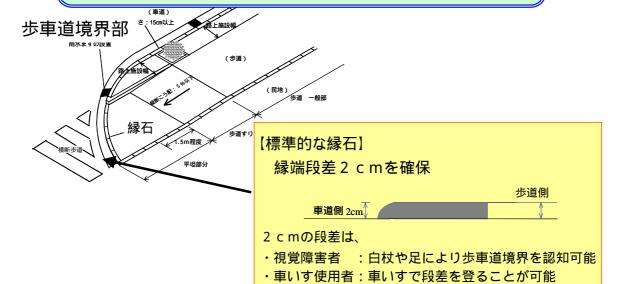


歩道部を切下げるとともに、側溝に蓋をして有効幅員を確保

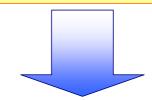
2. 歩車道境界の段差

歩車道境界の縁端段差について以下を規定

- 段差は標準2cmとする
- ・視覚障害者誘導用ブロックや縁石形状、突起等で視覚 障害者の識別性を確保すること等の条件が満たされれ ば、2cm未満の段差を整備することも可能とする

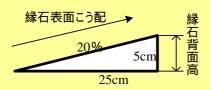


段差を2cmとすることのみでは視覚障害者の 識別性及び車いす使用者の通行性を高いレベル とすることができない 安易に0の段差として視覚障害者の識別性を確 保されていない事例がある



2 c m未満の段差について、視覚障害者の識別性の確保すること等の検討を行い 、条件が満たされれば、整備を可能とする

【対象となる縁石形状の例】





(国土交通省の実験の結果、車いす使用者及び視覚障害者ともに評価の高かったものの例)

【視覚障害者の識別性の確保の工夫事例】



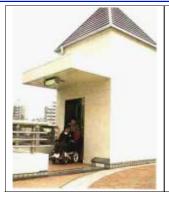
視覚障害者誘導用ブロックを設置した例



縁石表面に突起を付けた例

3. 立体横断施設

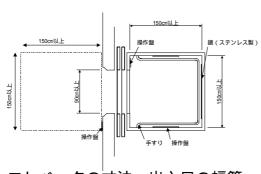
高齢者、身体障害者等の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所の立体横断施設には、原則としてエレベーターを設置することを規定



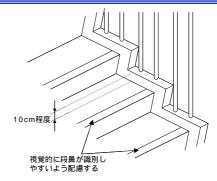


立体横断施設に設置されたエレベーター

立体横断施設に設けられるエレベーター、通路、エスカレーター、階段、傾斜路等の幅員、その他の留意事項を例示

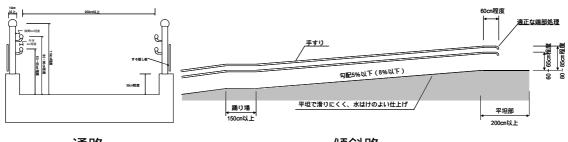


エレベータの寸法、出入口の幅等 を規定



階段の段鼻は明度比をつける

立体横断施設に設けられる通路、傾斜路、階段等には手すりを設けることを規定し、その寸法等を例示



通路 傾斜路

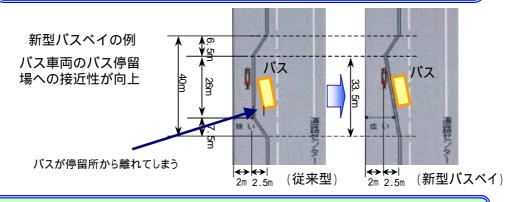
4. 乗合自動車停留所(バス停)

乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けることを規定するとともに、事例を例示

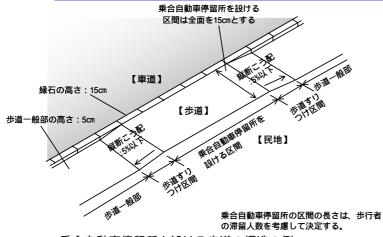
バス停のベンチ及び上屋の例



乗合自動車停留所にバスが停留所から離れずにぴったり 停車することは車いす使用者、高齢者にとって重要であり、そのための工夫について例示



停留所の部分の高さを15cm (一般部は5cm)とすることで、高齢者、身体障害者等のバスへの乗降を容易とすることを規定。



乗合自動車停留所を設ける歩道の構造の例



ノンステップバスの例 歩道部が高いと乗り降りが容易

5.路面電車停留場

乗降場の有効幅員は、両側を使用するものにあっては2m以上、片側を使用するものにあっては、1.5m以上確保することを規定

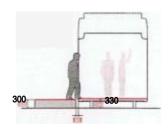






車いす使用者等の通行を考慮し、乗降場と路面電車の車両の 乗降口の床面とはできる限り平らとすることを規定





バス停と同様、停留場にはベンチ及びその上屋を設置することも規定

乗降場は、利用者の安全性を確保するために、柵、車両衝突防止用の設備を設けることともに、乗降場と車道等の間をスロープとすることを規定



衝突防止用施設の例



柵・スロープの設置例

6.自動車駐車場

- ・身体障害者用駐車施設については、車いす使用者等に考慮した設置数、大きさ(幅3.5m)、構造、案内表示等を規定
- ・同乗する身体障害者の円滑な乗降を確保するための身体障害 者用停車施設の設置位置、大きさ等について規定
- ・屋外に設けられる自動車駐車場の身体障害者用駐車施設・停車施設及び通路には、屋根を設けるものとする。
- ・自動車駐車場に設置する便所については、大きさ、出入口、 手すり等車いす使用者等に配慮した構造とする旨を規定
- ・その他、場内の案内施設、視覚障害者誘導用ブロック、照明 施設、発券機・精算機等について規定



7.案内標識

歩行者系の案内標識を設置する際の配慮事項等を規定



エレベータの設置 場所までの距離を 表示した例



便所を表示する案内標識の標示板 に身体障害者等の円滑な利用に適 する施設である旨を表す記号を表 示した例

「著名地点」を表示する案内標識には、必要がある場合に、現在位置、当該案内標識に示す著名地点及び表示する必要のある立体横断歩道等の施設の位置等を表示する地図を附置することを規定

また、当該地図の車いす使用者、外国人等に配慮した、様式 、情報内容、掲示位置等について例示



COMMENT

COM

バリアフリールートの表示

高齢者や身体障害者等が比較 的多〈利用する施設へのルートを を表示

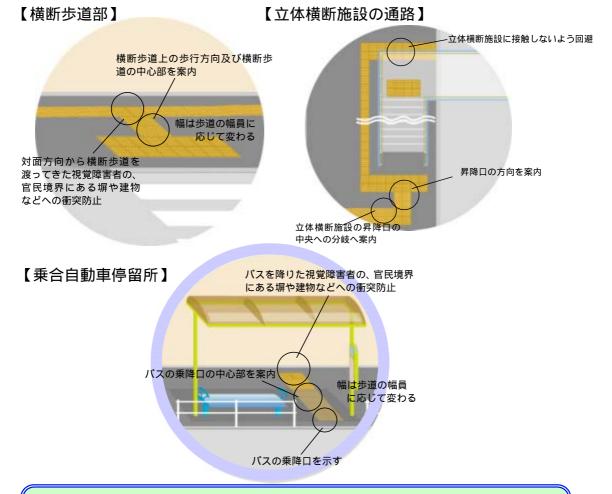


公衆便所やエレベータ ー等の施設をピクトグ ラムで表示

> 交通施設や公的施設を ピクトグラムで表示

8. 視覚障害者誘導用ブロック

歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所等には、視覚 障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に 、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 することを規定



弱視者の移動を考慮して、視覚障害者誘導用ブロックの色は、 周りの輝度比が大きい等により、ブロックが容易に識別できる ものとし、事例を例示



良い事例



悪い事例

9.休憩施設

歩行者の休憩需要に応じ、交差点、バス停等の交通結節点等 に適当な間隔にベンチ及びその上屋を設けた休憩施設を設ける ことを規定、また、歩行空間等を有効利用した休憩施設の設置 事例について例示



乗合自動車停留所や歩行空間を有効に活用した休憩施設の例

10.照明施設

- ・高齢者や身体障害者等の身体特性を考慮すると、安心・安全 に移動できる明るさとして水平照度10ルクス以上とするこ とが望ましいことを規定
- ・確保すべき均斉度(当該歩道路面上の水平面照度の最小値を平均値で除した値)等の歩道照明施設の配慮事項を規定

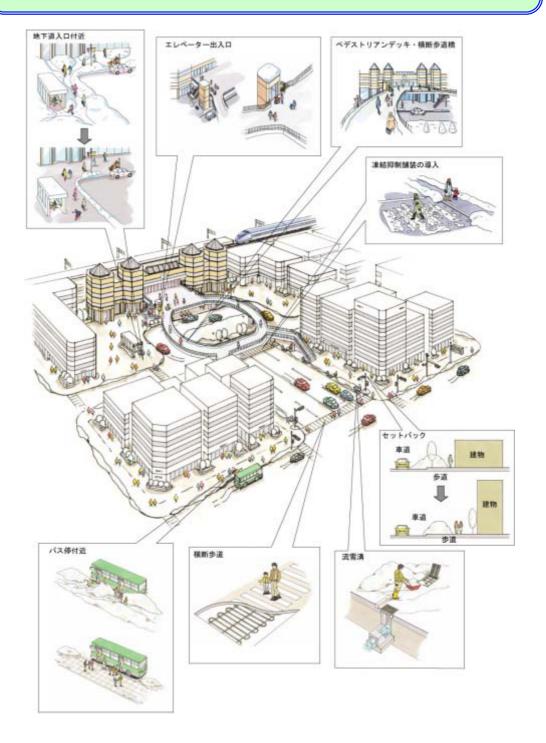






11.積雪寒冷地における配慮

積雪寒冷地において防雪施設、除雪施設等の設置の必要な箇所・ 区間について明示するとともに、消雪施設、ロードヒーティング 等について事例を例示



12.駅前広場

主たる歩行者動線は可能な限り水平移動とするものとし、できる限り垂直移動が少ない動線設定を行うことが必要であること、また、垂直移動はエレベーターにより行えるよう配慮することを規定

立体的駅前広場に設置された垂直移動設備の事例

路面電車やバス・自動車交通を地平部に集中させ、歩行者交通はペデストリアンデッキに分離し、バス乗降場、路面電車乗降場にそれぞれエレベーター、エスカレーターを設置している。





歩行者の主動線上に、高齢者、障害者等の移動の円滑化のため に必要であると認められる場合は、連続した上屋を設置するこ とを規定

連続的に上屋を設置した事例



バス停留所やタクシー乗り場についても、高齢者、身体障害者 等への配慮事項について例示



タクシー停車位置に接する部分切 下げ、乗降しやすくする